

庁中一般 各支所

改正

昭和53年 8 月10日庁達第 6 号

昭和54年 6 月15日庁達第 3 号

昭和58年 3 月31日庁達第 8 号

平成 2 年 3 月31日庁達第10号

平成 8 年 3 月28日庁達第 6 号

平成11年 3 月29日庁達第 3 号

平成14年 3 月29日庁達第 9 号

平成15年 3 月26日庁達第 8 号

平成16年 3 月31日庁達第 5 号

平成19年 3 月30日庁達第14号

平成21年 3 月31日庁達第 5 号

平成24年 4 月 6 日庁達第 2 号

令和 8 年 3 月25日庁達第 3 号

鎌倉市工事検査事務取扱規程を次のように定める。

鎌倉市工事検査規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の検査事務に関し、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(検査の対象)

第 2 条 この規程による検査の対象となる工事は、本市が発注する工事のうち鎌倉市建設工事施行取扱規程（昭和38年12月庁達第11号）第20条の規定により依頼されたものとする。

(検査の種類)

第 3 条 工事の検査（以下「検査」という。）の種類は、しゅん功検査、一部完成検査、中間技術検査、随時検査及び手直し検査とする。

2 しゅん功検査は、工事の全部が完成したときに行う。

3 一部完成検査は、工事の一部が完成し、請負者からの部分払又は部分引渡しの請求があつたと

き又は契約の解除による工事の中止をしようとするときに行う。

4 中間技術検査は、別に定める工事の施工の途中において、各工程における施工体制、工事の品質等を確保するために行う。

5 随時検査は、工事の施工の途中において、工事を主管する契約検査課の課長等（以下「課長」という。）が必要と認めたときに行う。

6 手直し検査は、第13条第1項の規定により請負者が手直し工事を完了したときに行う。

（検査の方法）

第4条 検査は、工事が契約の内容のとおり適正に行われているかを、契約書及び設計図書（仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書をいう。以下同じ。）その他関係書類に基づき、現地において検査し、その適否を判定する。ただし、工事の特殊性によりやむを得ない事由があるときは、現地での検査を省略することができる。

（検査員）

第5条 検査員は、契約検査課の職員のうち、技術職員をもつて充てる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の検査員のみでは検査に支障があると認めるときは、他の技術職員のうち適当と認める者を臨時に検査員に任命することができる。

（検査員の責務）

第6条 検査員は、検査に当たりその責務を自覚し、公正かつ適確にこれを行わなければならない。

（検査員の指名等）

第7条 課長は、工事ごとに担当の検査員を指名し、当該工事に係る検査を行わせるものとする。

2 課長は、当該工事において2人以上の担当の検査員を指名するときは、うち1人を主務検査員として検査の集約をさせるものとする。

3 検査員（2人以上の担当の検査員を置く場合にあつては、主務検査員とする。以下第10条各号列記以外の部分、第12条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条、第16条第2項において同じ。）は、担当の工事について工事検査記録（第1号様式）を作成し、検査の経過及び成績評定の結果を記録しなければならない。

（検査日時等の通知）

第8条 課長は、鎌倉市建設工事施行取扱規程第20条の規定により工事担当の課長から検査の依頼を受けたときは、当該工事の検査の日時その他必要な事項を、請負者（現場代理人を置く場合にあつては、現場代理人とする。）及び工事担当の課長に通知するものとする。

（検査の立会い）

第9条 検査は、当該工事の監督職員、請負者、現場代理人、主任技術者又は監理技術者、工事目的物の引渡しを受ける工事を委任した課等の職員等のうち検査員が必要と認める者の立会いの上でこれを行わなければならない。

2 検査員は、検査に立ち会った者から工事の施工状況について説明を求めることができる。

(検査の中止)

第10条 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、速やかに課長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 立会人が立ち会うことができないとき。
- (2) 検査に必要な書類が提出又は提示されないとき。
- (3) 工事の施工状況が設計図書と著しく相違しているとき。
- (4) 検査員が職務執行を妨害され、又はそのおそれがあるとき。
- (5) その他必要があると認めたとき。

(破壊検査)

第11条 検査員は、必要があると認めるときは、その理由を請負者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

(検査結果の報告)

第12条 検査員は、検査の都度、工事検査記録及び検査報告書（第1号様式の2）により、その結果を課長に報告しなければならない。

2 課長は、前項の規定による報告を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、当該検査の結果を上司に報告するものとする。

(工事の手直しの指示等)

第13条 課長は、検査の結果、工事の手直しを必要とする箇所があると認めたときは、請負者に対し、工事手直指示書（第2号様式）により指示しなければならない。ただし、工事の手直しの内容が軽易な場合にあっては、検査員が口頭でこれを行うことができる。

2 課長は、前項の規定による指示を行つたときは、工事手直連絡票（第3号様式）により工事担当の課長に通知するものとする。ただし、軽易なものについては、検査員が口頭でこれを行うことができる。

3 請負者は、手直し工事を完了したときは、工事手直完了届書（第4号様式）によりその旨を届け出なければならない。ただし、軽易なものについては、口頭でこれを行うことができる。

4 課長は、手直しの内容が軽易なものにあつては、手直し検査は、工事担当の課長の検査をもつ

てこれに代えることができる。

- 5 課長は、第1項の規定による指示を行う場合において、その内容が重大なときは、関係課等の長とあらかじめ協議しなければならない。

(工事成績の評定)

第14条 検査員は、しゅん功検査又は一部完成検査（引渡しを受けるものに限る。）を実施したときは、別に定める評定基準により、工事（しゅん功・一部完成）検査成績書（第5号様式）を作成するものとする。

(検査証の送付)

第15条 課長は、しゅん功検査又は一部完成検査を行い、合格と認めたときは、しゅん功検査にあつてはしゅん功検査証（第6号様式）、一部完成検査にあつては一部完成検査証（第7号様式）に前条の工事（しゅん功・一部完成）検査成績書を添えて工事担当の課長に送付するものとする。

(随時検査の結果の報告)

第16条 課長は、随時検査を行つたときは、必要に応じ当該検査の結果を工事担当の課長に報告するものとする。

- 2 検査員は、随時検査において工事の作業を進行させることが適当でないと認めたときは、請負者に対し、当該作業を一時停止させ、その旨を上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(準用)

第17条 第2条から前条まで（第14条を除く。）の規定は、工事に附属して行う測量、設計、監理その他調査業務（以下「委託業務」という。）について検査を必要とする場合に準用する。この場合において、これらの規定中「工事」とあるのは「委託業務」と読み替えるほか、第2条中「鎌倉市建設工事施行取扱規程（昭和38年12月庁達第11号）第20条の規定」とあるのは「鎌倉市建設工事施行取扱規程（昭和38年12月庁達第11号）第22条の規定により読み替えて準用する第20条の規定」と、第3条第1項から第3項まで及び第15条中「しゅん功検査」とあるのは「委託業務完了検査」と、「一部完成検査」とあるのは「委託業務一部完了検査」と、第8条及び第9条第1項中「現場代理人」とあるのは「管理技術者」と、第9条第1項中「監督職員」とあるのは「調査職員」と読み替えるものとする。

(検査の委託)

第18条 市長は、検査が特別な技術を要するものであるときは、職員以外の者に委託して検査を行わせることができる。

(その他の事項)

第19条 この規程に定めるもののほか検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、昭和51年9月1日から施行する。

付 則（昭和53年8月10日庁達第6号）

この規程は、昭和53年8月15日から施行する。

付 則（昭和54年6月15日庁達第3号）

この規程は、庁達の日から施行する。

付 則（昭和58年3月31日庁達第8号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則（平成2年3月31日庁達第10号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

付 則（平成8年3月28日庁達第6号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成11年3月29日庁達第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鎌倉市工事検査事務取扱規程第2条第1項及び第5項並びに第14条第1項本文及び第2項の規定は、この規程の施行の日以後に契約を締結する工事から適用し、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

付 則（平成14年3月29日庁達第9号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月26日庁達第8号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成16年3月31日庁達第5号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日庁達第14号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日庁達第5号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第17条の規定は、施行日以後に契約を締結する委託業務から適用し、施行日前に契約を締結した委託業務については、なお従前の例による。

付 則（平成24年4月6日庁達第2号）

この規程は、庁達の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則（令和8年3月25日庁達第3号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条）

第1号様式(第7条)

工 事 検 査 記 録

年 月 日現在

契 約 番 号				工 事 番 号			
契 約 形 態				工 事 担 当 課			
工 事 名				契 約 業 種	格 付		
				建設業の区分	市内外の区分		
工 事 場 所					1		
					2		
請 負 者				監 督 員	3		
					4		
					5		
契 約 年 月 日				前 払 金	1		
					2		
契 約 工 期	自	平成 年 月 日			1		
	至	平成 年 月 日			2		
変 更 しゅん功期限	変更1			部 分 払 び 日	3		
	変更2				4		
	変更3				5		
	変更4				6		
	変更5				7		
設 計 金 額(税 込)				請 負 代 金 額(税込)		変更契約年月日	
当 初							
変 更 1							
変 更 2							
変 更 3							
変 更 4							
変 更 5							
技 術 者 等	1	現 場 代 理 人		常 駐			
	2	監 理 技 術 者		非 専 任			
	3	主 任 技 術 者		非 専 任			
	4	主 任 技 術 者		非 専 任			
変 更 技 術 者 等 及 び 届 出 年 月 日	1						
	2						
	3						
	4						
しゅん功届出年月日			実 際 しゅん 功 年 月 日				
検 査 証 発 行 年 月 日							
土砂の処理計画届出除外申請（土量）				公 共 建 設 発 生 土 搬 入 (変 更) 申 請 書			
建設発生土搬出のお知らせ	搬 出 先			第 1 種 ～ 第 3 種 建 設 発 生 土 (土 量)			
	運 搬 業 者			第 4 種 建 設 発 生 土 (土 量)			
建 設 副 産 物	建設副産物発生(搬出)・建設資材利用(搬入)実態調査票						
	センサス(再生資源利用〔促進〕実施書)						

工事概要	当 初	変 更

回 数	検査種類	検査年月日	確認者	出来高査定金額	評定通知年月日	評 定(点)			
						主 任 監督員	監督員	検査員	評 定
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
総 合 評 定									

第1号様式の2（第12条）
第1号様式の2(第12条)

検 査 報 告 書

		契 約 番 号		
次のとおり検査が完了しましたので、報告します。				
				年 月 日
主務検査員				㊟
請 負 者				
工 事 名				
工 事 場 所				
検 査 種 類				
検 査 年 月 日				
検 査 概 要				
検 査 員 氏 名	技術職員			
立 会 人 職 種 氏 名				
請 負 業 者 立 会 者				
検 査 評 定	主 任 監 督 員 監 督 員 検 査 員	点 点 点	評 定 点 合 計	点
手 直 し 等 事 項	☐ なし ☐ あり（別紙、手直し連絡票のとおり。） ☐ 工事担当課長確認 ☐ 検査員確認			
指 摘 事 項	☐ なし ☐ あり（別紙、手直し連絡票のとおり。）			

第2号様式（第13条）
第2号様式(第13条)

工 事 手 直 指 示 書			工事番号
鎌倉市 様		鎌倉市長	鎌倉市印
検査の結果、次のとおり手直しを指示します。			
工 事 名			
工 事 場 所	鎌倉市		
検 査 年 月 日	平成 年 月 日	手直し完了期限	平成 年 月 日
手直し指示事項			
手直しが完了したときは、速やかに「工事手直完了届書」を工事担当課に提出すること。			

第 3 号様式 (省略)

第 4 号様式 (第13条)

第 4 号様式(第 13 条)

工 事 手 直 完 了 届 書			工事番号	
(あて先)鎌倉市長			年 月 日	
届 出 人			住 所	
(請負者)			社 名	
代表者氏名			ⓐ	
下記手直しが 年 月 日に完了したので届け出ます。				
工 事 名				
工 事 場 所		鎌倉市		
検 査 年 月 日		・ ・		手直し完了期限 年 月 日
手直し指示事項				
契 約 検 査 課		上記の届出事項を確認したので、検査を依頼します。		
(決裁欄)	受付 ・ ・	(決裁欄)	受付 年 月 日	
	報告 ・ ・			
	検査 ・ ・		依頼 年 月 日	

第5号様式（第14条）
第5号様式(第14条)

工事(しゅん功・一部完成)検査成績書

工 事 名		契約番号	
-------	--	------	--

評 価 項 目	細 別	評定点／満 点
1 施工体制	I 施工体制一般	／ 3.2点
	II 配置技術者	／ 3.8点
2 施工状況	I 施工管理	／11.7点
	II 工程管理	／ 9.3点
	III 安全対策	／10.7点
	IV 対外関係	／ 3.4点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／13.9点
	II 品質	／15.9点
	III 出来ばえ	／ 8.5点
4 高度技術(加点のみ)	高度技術	／ 7.8点
5 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	／ 5.4点
6 社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	／ 6.4点
7 法令遵守等(減点のみ)		
評 定 点 合 計		／100.0点

第6号様式及び第7号様式（省略）